

低炭素建築物新築等計画に係る
技術的審査業務規程

2024 年 4 月 1 日版

株式会社 近確機構

■低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程

第1章 総則

第2章 技術的審査の業務の実施方法

第1節 依頼手続き

第2節 技術的審査の実施方法

第3章 技術的審査料金

第4章 審査員

第5章 技術的審査の業務に関する公正の確保及び適正性の確保

第6章 雑則

別表1「適合証交付番号の付番方法」

別表2「低炭素建築物新築等計画技術的審査業務料金表」

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この技術的審査業務規程（以下「規程」という。）は、株式会社近確機構（以下「機関」という。）が、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）第53条第1項の低炭素建築物新築等計画の法第54条第1項に定める認定基準への適合に係る技術的審査（以下「技術的審査」という。）の実施について必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 技術的審査は、認定基準への適合性について、公正かつ適確に実施しなければならない。

(技術的審査の実施機関の原則)

第3条 技術的審査を実施できる機関は、所管行政庁が認める次のとおりとする。

- (1) 審査対象が住宅の場合は、登録住宅性能評価機関が技術的審査を実施する。
- (2) 審査対象が非住宅の場合は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が技術的審査を実施する。
- (3) 審査対象が住宅及び非住宅を含む複合建築物（以下「複合建築物」という。）の場合は、住宅部分は登録住宅性能評価機関が、非住宅部分は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が技術的審査を実施する。

(技術的審査の業務を行う時間・休日、事務所の所在地及び業務区域)

第4条 技術的審査を行う時間・休日、事務所の所在地、業務区域、建築物の用途に応じた業務範囲等は前条の審査対象により実施する機関の住宅性能評価業務規程若しくは登録建築物エネルギー消費性能判定機関業務規程によるものとする。

2 機関は、関係所管行政庁が定める区分のものについて技術的審査の業務を行うものとする。

第2章 技術的審査の業務の実施方法

第1節 依頼手続き

(所管行政庁に認定申請する前に行う技術的審査の依頼)

第5条 所管行政庁に認定申請する前に技術的審査を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）又は技術的審査の手続きに関する一切の権限を依頼者から委任された者（以下「代理者」という。）は、機関に対し、次の各号に掲げる図書（以下「技術的審査用提出図書」という。）を、正副2部提出しなければならない。

- (1) 別記様式1号の低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査依頼書（以下「依頼書」という。）
- (2) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「規則」という。）第41条第1項で定める認定申請書（第五号様式）
- (3) 技術的審査の対象となる建築物の設計図書等（規則第41条第1項の表に定める図書その他機関が技術的審査のために必要と認める図書（以下「技術的審査添付図書等」という。））のうち、技術的審査の依頼がされた認定基準の区分に応じ必要となる設計図書等。

2 技術的審査用提出図書の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（当機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）の受理によることができる。

(適合証が交付された後に行う計画の変更に係る技術的審査の依頼)

第6条 依頼者は、第11条第1項の適合証の交付を受けた低炭素建築物新築等計画を変更する場合には、機関に変更に係る技術的審査の依頼をすることができる。この場合、依頼者は機関に

対し、次の各号(当機関において直前の技術的審査を行っている場合にあっては、(3)を除く。)に掲げる図書を、正副2部提出しなければならない。

- (1) 別記様式3号の低炭素建築物新築等計画の変更に係る技術的審査依頼書
 - (2) 技術的審査添付図書等のうち変更に係るもの
 - (3) 直前の技術的審査の結果が記載された適合証又はその写し
- 2 第5条第2項の規定は、変更に係る申請について準用する。

(技術的審査の依頼の受理及び契約)

第7条 機関は、第5条又は第6条の技術的審査の依頼があったときは、次の事項を確認し、当該技術的審査用提出図書を受理することとする。

- (1) 技術的審査を依頼された建築物の所在地が、第4条の業務を行う区域内であること。
 - (2) 技術的審査用提出図書に形式上の不備がないこと。
 - (3) 技術的審査用提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - (4) 技術的審査用提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 機関は、前項の確認により、技術的審査用提出図書が同項各号のいずれかに該当しないと認める場合においては、その補正を求めることとする。
- 3 依頼者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、機関は、受理できない理由を明らかにするとともに、依頼者に技術的審査用提出図書を返却することとする。
- 4 機関は、第1項により技術的審査の依頼を受理した場合においては、依頼者に引受承諾書を交付する。この場合、依頼者と機関は別紙技術的審査業務約款に基づき契約を締結したものとみなす。
- 5 前項の技術的審査業務約款又は引受承諾書には、少なくとも次の各号に掲げる事項について明記しなければならない。
- (1) 依頼者は、提出された書類のみでは技術的審査を行うことが困難であると機関が認めて請求した場合は、技術的審査を行うのに必要な追加書類を双方合意の上定めた期日までに機関に提出しなければならない旨の規定
 - (2) 依頼者は、機関が認定基準への適合に関する是正事項を指摘した場合は、双方合意の上定めた期日までに当該部分の技術的審査用提出図書の修正その他必要な措置をとらなければならない旨の規定
 - (3) 別記様式2号の適合証の交付前までに、依頼者の都合により依頼内容を変更する場合は、依頼者は、双方合意の上定めた期日までに機関に変更部分の技術的審査用提出図書を提出しなければならない旨の規定及びその変更が大幅なものと機関が認める場合にあっては、依頼者は、当初の依頼内容に係る依頼を取下げ、別に改めて技術的審査を依頼しなければならない旨の規定
 - (4) 機関は、適合証を交付し、又は適合証を交付できない旨を通知する期日(以下「業務期日」という。)を定める旨の規定
 - (5) 機関は、依頼者が(1)から(3)までの規定に反した場合には、前号の業務期日を変更することができる旨の規定
 - (6) 機関は、不可抗力によって、業務期日までに適合証を交付することができない場合には、依頼者に対してその理由を明示の上、必要と認められる業務期日の延期を請求することができる旨の規定
 - (7) 依頼者が、その理由を明示の上、機関に書面をもって業務期日の延期を申し出た場合でその理由が正当であると機関が認めるときは、機関は業務期日の延期をすることができる旨の規定
 - (8) 機関は、依頼者の責めに帰すべき事由により業務期日までに適合証を交付することができないときは、契約を解除することができる旨の規定
 - (9) 機関は、所管行政庁の求めに応じ、技術的審査の内容について、所管行政庁に説明することができる旨の規定

(技術的審査の依頼の取下げ)

第 8 条 依頼者は、第 11 条の適合証の交付前に技術的審査の依頼を取り下げの場合は、その旨を記載した取り下げ届（別記様式 6 号）を機関に提出することとする。

2 前項により取り下げ届の提出を受けた機関は、技術的審査の業務を中止し、技術的審査用提出図書を依頼者に返却することとする。

（所管行政庁から依頼される技術的審査）

第 9 条 所管行政庁から依頼がある場合の技術的審査は、所管行政庁との契約に基づき行うこととする。

第 2 節 技術的審査の実施方法

（技術的審査の実施方法）

第 10 条 機関は、技術的審査の依頼を受理したときは、速やかに、第 13 条に定める審査員に技術的審査を実施させなければならない。

2 審査員は次に定める方法により技術的審査を行う。

（1）技術的審査用提出図書をもって技術的審査を行う。

（2）技術的審査を依頼された低炭素建築物新築等計画が認定基準に適合しているかどうかを確認する。

（3）技術的審査を行うに際し、書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは当該建築物が認定基準に適合しているかどうかの判断ができないと認めるときは、追加の書類等を求めて審査を行う。

3 審査員は、技術的審査上必要があるときは、技術的審査用提出図書に関し依頼者に説明を求めることとする。

（適合証の交付等）

第 11 条 機関は、審査員の技術的審査の結果、依頼に係る低炭素建築物新築等計画の全部又は一部が認定基準に適合すると認めたときは、別記様式 2 号の適合証（第 6 条による依頼の場合は別記様式 4 号の適合証（変更））を依頼者に交付することとする。

2 前項の適合証の次の各号に掲げる記の部分には、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。

（1）適合証交付番号 別表 1「適合証交付番号の付番方法」に基づき付番された適合証交付番号

（2）適合の範囲 技術的審査を行った認定基準の区分

3 機関は審査員の技術的審査の結果、依頼に係る低炭素建築物新築等計画の全部又は一部が認定基準に適合せず、かつ是正される見込みがないと認めて技術的審査をしないときは、その旨の通知書（別記様式 5 号）を依頼者に交付することとする。

4 機関は、前各項に規定する図書の交付については、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

第 3 章 技術的審査料金

（技術的審査料金）

第 12 条 機関は、技術的審査の実施に関し、別表 2 で定める技術的審査料金を徴収することができる。

2 機関は、前項の技術的審査料金についての請求、収納等の方法を別に定めるものとする。

3 所管行政庁からの依頼による場合の技術的審査料金については、所管行政庁との契約に基づくものとする。

第 4 章 審査員

（審査員）

第13条 機関は、次に該当する者（以下「審査員」という。）に技術的審査を行わせなければならない。

- (1) 住宅にあっては、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保促進法」という。）第13条に定める評価員（機関の職員以外に委嘱する評価員を含む。）で、共同住宅共用部における一次エネルギー消費量の算出についての知識を有する者、かつ、一般社団法人住宅性能評価・表示協会（以下「協会」という。）が実施する技術的審査に関する研修を受講し、機関が選任した者。
- (2) 非住宅にあっては、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第50条に規定する適合判定員で、かつ、協会が実施する技術的審査に関する研修を受講し、機関が選任した者。
- (3) 住宅及び非住宅を含む複合建築物にあっては、住宅については第1項(1)の審査員が行い、非住宅部分にあっては第1項(2)の審査員が行う。

2 第1項(1)に定める審査員の技術的審査を行う住宅の範囲は、住宅品質確保促進法別表中欄に掲げる要件に応じ、同表上欄に掲げる住宅の区分とする。

（秘密保持義務）

第14条 機関の役員及びその職員（審査員を含む。）並びにこれらの者であった者は、技術的審査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第5章 技術的審査の業務に関する公正及び適正性の確保

（技術的審査の業務に関する公正の確保）

第15条 機関は、機関の役員又はその職員（審査員を含む。（以下本条において同じ））が、技術的審査の依頼を自ら行った場合又は代理人として技術的審査の依頼を行った場合は、当該建築物に係る技術的審査を行わないこととする。

2 機関は、機関の役員又はその職員が、技術的審査の依頼に係る建築物について次のいずれかに掲げる業務を行った場合は、当該建築物に係る技術的審査を行わないこととする。

- (1) 設計に関する業務
- (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
- (3) 建設工事に関する業務
- (4) 工事監理に関する業務

3 機関は、その役員又は職員（過去2年間に役員又は職員であった者を含む。）のいずれかが当該機関の役員又は職員である者の行為が、次のいずれかに該当する場合（当該役員又は職員が当該依頼に係る技術的審査の業務を行う場合に限る。）は、当該依頼に係る技術的審査を行わないこととする。

- (1) 技術的審査の依頼を自ら行った場合又は代理人として技術的審査の依頼を行った場合
- (2) 技術的審査の依頼に係る建築物について、前項の(1)から(4)までのいずれかに掲げる業務を行った場合

4 技術的審査に係る業務の公正かつ適正性を確保するため、協会が必要と認めた場合に行う監査等に協力しなければならない。

第6章 雑 則

（帳簿の作成及び保存方法）

第16条 機関は、次の(1)から(9)までに掲げる事項を記載した技術的審査業務管理帳簿（以下「帳簿」という。）を作成し事務所に備え付け、施錠のできる室又はロッカー等において、個人情報及び秘密情報が漏れることがなく、かつ、技術的審査業務以外の目的で複製、利用等がされない、確実な方法で保存しなければならない。

- (1) 依頼者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- (2) 技術的審査業務の対象となる建築物の名称

- (3) 技術的審査業務の対象となる建築物の所在地
 - (4) 技術的審査の依頼を受けた年月日
 - (5) 技術的審査を行った審査員の氏名
 - (6) 技術的審査料金の金額
 - (7) 第 11 条第 1 項の適合証の交付番号
 - (8) 第 11 条第 1 項の適合証の交付を行った年月日又は第 11 条第 3 項の通知書の交付を行った年月日
 - (9) 技術的審査を行った認定基準の区分
- 2 前項の保存は、帳簿を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクを保存する方法にて行うことができる。

(帳簿及び書類の保存期間)

第 17 条 帳簿及び書類の保存期間は、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 第 16 条第 1 項の帳簿 技術的審査の業務を廃止した日の属する年度から 5 事業年度
- (2) 技術的審査用提出図書（所管行政庁との契約により保存不要な場合を除く。）及び適合証の写し 適合証の交付を行った日の属する年度から 5 事業年度
- (3) 審査機関が審査業務の全部を廃止した場合において、業務を継承する機関がある場合は、帳簿及び書類の保管を引き継ぐこととする。

(帳簿及び書類の保存及び管理方法)

第 18 条 前条各号に掲げる文書の保存は、技術的審査中にあつては技術的審査のため特に必要ある場合を除き事務所内において、技術的審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実かつ秘密の漏れることのない方法で行なわなければならない。

- 2 前項の保存は、前条(1)に規定する帳簿への記載事項及び(2)に規定する書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等の保存にて行うことができる。

(事前相談)

第 19 条 依頼者は、技術的審査の依頼に先立ち、機関に相談をすることができる。この場合において、機関は、誠実かつ公正に対応しなければならない。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第 20 条 機関は、電子情報処理組織による依頼の受付及び図書の交付を行う場合にあつては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(国土交通省等への報告等)

第 21 条 機関は、公正な業務を実施するために国土交通省等から業務に関する報告等を求められた場合には、審査内容、判断根拠その他情報について報告等を行うこととする。

(附則)

この規程は、令和 5 年 10 月 1 日より施行する。ただし、この規程の施行の日前に、この規程の改正前の規定に基づき協会に登録された審査員については、この規程の施行の日後に、この規程の改正後の規定に基づき機関が選任した審査員とみなすことができる。

(附則)

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

別表 1

「適合証交付番号の付番方法」

交付番号は、17桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

『○○○-○-○○-○○○○-○-○-○○○○○』

1～3桁目	登録住宅性能評価機関番号（国土交通省登録番号とは異なる）又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号（国土交通省登録番号）
4桁目	1：登録住宅性能評価機関のみの業務を実施 2：登録建築物エネルギー消費性能判定機関のみの業務を実施 3：登録住宅性能評価機関及び登録建築物エネルギー消費性能判定機関の業務を実施
5～6桁目	登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事務所毎に付する番号
7～10桁目	西暦
11桁目	1：新築 2：増築、改築、修繕、模様替 3：空気調和設備等の設置 4：空気調和設備等の改修 5：その他
12桁目	1：一戸建ての住宅 2：共同住宅等での建築物申請 3：共同住宅等での住戸申請（欠番） 4：住戸と非住宅の複合用途での建築物申請 5：住戸と非住宅の複合用途での住戸申請（欠番） 6：複合建築物の非住宅部分 7：複合建築物の住宅部分 8：非住宅
13～17桁目	通し番号（12桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。）

※住戸と非住宅の複合用途での建築物申請の場合、1～3桁目の付番は登録住宅性能評価機関番号又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号のいずれかとし、5～6桁目の付番は、当該機関の事務所毎に付する番号とする。

<低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務審査料金>

[一戸建ての住宅・複合建築物の住宅部分]

表-1

評価対象面積	単独申請	200㎡未満	¥40,000 (税込 ¥44,000)
		200㎡以上	¥60,000 (税込 ¥66,000)
	併願申請		¥15,000 (税込 ¥16,500)

※上記の料金は木造に限る。非木造については注2に記載のとおり。

[共同住宅等・複合建築物の住宅部分(二住戸以上)]

表-2

単独申請	基本料金	¥120,000 (税込 ¥132,000)
	戸当たり料金	¥3,000 (税込 ¥3,300)
併願申請	基本料金	¥50,000 (税込 ¥55,000)
	戸当たり料金	¥1,500 (税込 ¥1,650)

※上記の料金は木造に限る。非木造については注2に記載のとおり。

※共同住宅等の料金は、基本料金+評価住戸数×戸当たり料金とする。

※共用部の審査を行う場合は、住戸数に応じて共用部料金を加算する。

100戸以下…¥120,000(税込¥132,000)

101戸以上…¥120,000(税込¥132,000) + (N-100) × ¥500(税込¥550) N:住戸数

【減額等】

注 1 : 併願申請対象業務は、当社で行う適合性判定・設計住宅性能評価・長期使用構造等確認性能向上計画認定技術的審査とし、下記の全てに該当する場合に適用する。

- ①併願申請の対象業務が本業務の申請より前又は同時に申請されていること。
- ②本業務の申請内容が併願申請対象業務のいずれかと同じ申請範囲・計算方法であること。

※共同住宅における併願申請について、共用部の審査を合理化できると認める場合は、共用部料金を¥10,000(税込¥11,000)とし、共用部の審査を本業務の申請で初めて行う場合は基本料金及び戸当たりのみ表-2の併願申請の料金とする。

【増額等】

注 2 : 次にあげる構造の場合は、表-1・表-2の料金×1.5の額とする。

- ①一戸建ての住宅・併用住宅の住宅部分…非木造の場合
- ②共同住宅等(共同住宅・長屋・複合建築物の住宅部分)…非木造の場合

注 3 : 他社確認の場合は、上記料金×1.5の額とする。

【計画変更】

注 4 : 計画変更の料金は、当初の申請において単独申請の場合は、それぞれ下記の額とし
併願申請の場合は併願申請の料金とする。

[一戸建ての住宅]…単独申請の料金×0.5

[共同住宅等]…難易度により別途見積もり(ただし表-2の80%を上限とする)

また、次の場合はそれぞれに記載のとおり適用する。

- ①計算に係らない申請者情報等の評価書記載事項(ZEHの表示に関する事項を除く)のみ
の変更は変更する評価書一通につき ¥15,000(税込 ¥16,500)
- ②共同住宅において、変更が一部の住戸に限られる場合(住棟の変更がある場合を除く)
は、変更する住戸数に ¥20,000(税込 ¥22,000)を乗じた額。
- ③共同住宅において、当初の申請で住棟のみの評価を取得した場合で、新たに住戸の評価
を追加する場合は以下の通り。
 - ・当初の申請における住戸及び共用部の評価から変更がない場合 ¥15,000(税込 ¥16,500)
 - ・それ以外の場合は注4②の額。ただし住棟の変更を行う場合は注4本文で示す額。
- ④共同住宅等において、当初の申請で全ての住戸に係る評価を取得した場合で、新たに
住棟の評価を追加する場合は以下の通り。
 - ・当初の申請における住戸の評価から変更がない場合 ¥20,000(税込 ¥22,000)この時、
共用部の審査を行う場合は、表-2に示す規模等に応じて適用される共用部料金を加算
する。
 - ・それ以外の場合注4本文で示す額。

注 5 : 計画変更の申請において、次のいずれかに該当する場合は表-1・表-2の単独申請の料金を適用する。

- ①当社が評価書を交付した物件で、交付日より1年を経過したもの。
- ②共同住宅において、評価対象とする住戸を新たに追加して評価するもの。
- ③評価手法を変更して評価するもの。
- ④直前の判定を他機関から受けているもの。

[非住宅]

表-3

(税込)

評価対象面積(m ²)	モデル建物法		標準入力法	
	A	B	A	B
300未満	¥80,000 [¥88,000]	¥60,000 [¥66,000]	¥180,000 [¥198,000]	¥100,000 [¥110,000]
300以上 ～ 1,000未満	¥100,000 [¥110,000]	¥75,000 [¥82,500]	¥200,000 [¥220,000]	¥135,000 [¥148,500]
1,000以上 ～ 2,000未満	¥150,000 [¥165,000]	¥100,000 [¥110,000]	¥250,000 [¥275,000]	¥200,000 [¥220,000]
2,000以上 ～ 3,000未満	¥200,000 [¥220,000]	¥135,000 [¥148,500]	¥320,000 [¥352,000]	¥240,000 [¥264,000]
3,000以上 ～ 5,000未満	¥220,000 [¥242,000]	¥150,000 [¥165,000]	¥400,000 [¥440,000]	¥270,000 [¥297,000]
5,000以上 ～ 10,000未満	¥300,000 [¥330,000]	¥180,000 [¥198,000]	¥500,000 [¥550,000]	¥330,000 [¥363,000]
10,000以上 ～ 15,000未満	¥350,000 [¥385,000]	¥230,000 [¥253,000]	¥700,000 [¥770,000]	¥400,000 [¥440,000]
15,000以上 ～ 20,000未満	¥400,000 [¥440,000]	¥260,000 [¥286,000]	¥800,000 [¥880,000]	¥450,000 [¥495,000]
20,000以上	別途見積		別途見積	

※A：建築物の用途がホテル・病院等・集会所等・学校・事務所及びこれらを含む複数用途の場合。

B：A以外の用途(工場・倉庫等)

※上記の料金は棟ごとに適用する。

【減額等】

注 1：併願申請対象業務は、当社で行う適合性判定・性能向上計画認定技術的審査とし、下記の全てに該当する場合は一律¥35,000(税込¥38,500)とする。

- ①併願申請の対象業務が本業務の申請より前又は同時に申請されていること。
- ②本業務の申請内容が併願申請対象業務のいずれかと同じ申請範囲・計算方法であり、併願申請対象業務と重複する添付図書を省略するものであること。

【その他】

注 1：100m²以下の工場モデルについては上記表-3によらず¥30,000(税込¥33,000)とする。

注 2：評価対象面積の算定は、建築基準法の規定により算定する延床面積とする。

但し、その適用が著しく不合理と当社が認めた場合は別途判断とする。

注 3：一つの棟に用途分類が複数ある場合は、各々の合計とする。

注 4：他社確認の場合は、表-3の料金×1.5の額とする。

注 5：事前相談・審査中のプラン変更に係る審査等の費用を別途請求できるものとする。

注 6：再発行料金は¥10,000(税込¥11,000)/通

- 注 7 : 所管行政庁からの依頼は別途契約による。
- 注 8 : 取下げについては下記の手数料とする。尚、事前審査も同様に扱う。
①審査前…¥0 ②審査中…¥5,000(税込¥5,500) ③審査後(経過書送付)…上記手数料全額
- 注 9 : 当社が認める外皮計算プログラム以外を利用する場合は別途見積もりとする。
- 注 10 : 電子申請の場合は、原則電子ファイルでの交付とする。
適合書の紙交付を希望する場合は¥10,000(税込¥11,000)/通
- 注 11 : 上記以外の申請については別途見積もりとする。